

**第4回会合におけるプレゼンテーションに対する追加質問等について**  
**(株式会社ジュピターテレコム)**

平成18年3月28日

## 「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」第4回追加質問一覧表

### (株)ジュビターテレコム

質 問	回 答
<p>(1) 資料2の10頁で「電力系ネットワークの在り方」において、「電力会社が提供している電気通信事業の、本業業務との会計の峻別化や公表義務などについて、より一層の透明化が求められる」とあります。他方、ケイ・オプティコムは資料1の8頁では、「当社は電力系通信事業者(電力会社ではない。)」とあるように、通信分野には電力会社とは別法人として進出しています。したがって、本来業務(電力事業)との会計分離は実現されているのではないかと考えられますが、それでは不十分とお考えでしょうか。具体的な問題点があれば御教示ください。</p>	<p>法人が異なる場合、当然会計は分離されていますが、ここでは例えば一体的営業等に伴う広告、営業補助、人的協力、及びブランドによる実質的費用の補助が考えられます。</p> <p>電力会社の営業活動で、関連会社である通信事業者の営業を同時に行う等、金銭的取引がなくても営業資源・人的資源等が融通されている、または金銭的取引があってもその金額の妥当性が疑問な場合が考えられます。</p> <p>また、光ファイバーの建設についても電力会社が行い関連通信事業者に譲渡する場合の価格の妥当性が疑問な場合が考えられます。</p> <p>これらまで考慮された会計の峻別が行われているか、またその開示ルールも含め一層の透明性、公平性の確保をお願いしたいと考えます。</p>
<p>(2) 資料2の9頁でNTTグループの在り方について、「子会社/関連会社の事業及びそれらの取引に関する法制度の見直し」が必要であると主張されていますが、具体的にどのような法制度の見直しが必要であると考えているのかご教示ください。</p>	<p>現行のNTT法および関連するガイドライン等では、NTT東西及び持株会社(NTTcom 準ずる)による放送事業への直接参入禁止や出資制限は設けられておりますが、子会社や関連会社等への出資制限はございません。これらを含め実質支配・一体化を防ぐことを目的に、公正競争を確保するためのドミナント規制の法制化が必要と考えます。</p>
<p>(3) 上記(2)に関連して、資料2の19頁でNTTの独占力がもたらす弊害として、「NTTと競争関係にあるサービスに関連する業務を、子会社は受託しない」ことを指摘されていますが、ここに記載の「競争関係にあるサービスに関連する業務」の具体的なイメージは、どのようなものでしょうか。</p>	<p>NTT関連会社が、あるCATV事業者の直収電話のテレマーケティング業務や、ネットワーク構築業務を受託拒否した事象等があり、挙げさせていただきました。</p>
<p>(4) 資料2の11頁で放送事業の公正競争について「独占的なインフラを有する事業者の参入により、放送事業の公正競争が阻害されないためのルール作りが必要」とし、席上、コンテンツ調達における市場価格の形成の面で既に問題が発生しているのご説明がありましたが、具体的にどのような問題が発生ま</p>	<p>具体的な例として、独占的事業から得られる収益を原資として市場価格を無視した価格でコンテンツの調達が行なわれている事例があります。これは当然ながら全体の競争力を阻害する要因となり、結果として利用者の利便性向上を阻害し、国民の負担増となる事態が想定されます。</p>

たは想定され、これにどのような政策対応をすべきであるとお考えでしょうか。

対応政策としては放送事業の公正競争を確保することを目的としたドミナント規制であり、関連法等の改定によって通信・電力事業での独占的なインフラを有する事業者(その支配下の関連会社も含む)の支配的参入を制限するための出資規制等を行うことが必要と考えます。